

狭あい道路拡幅整備協議を行う法人等の皆様へ

建築主が公共的団体や中小企業以外の企業、建築物が住環境整備条例の対象等の場合、目黒区狭あい条例第 19 条の規定により、区整備工事や助成制度の対象外となります。自主整備または自費工事をお願いします。

- 1 狭あい道路拡幅整備条例第 19 条により、区による整備工事及び助成金等（撤去等助成金・隅切り奨励金）を適用しない（適用除外）場合として以下を定めています。
- (1) 国・地方公共団体その他公共的団体が建築主である場合
 - (2) 中小企業基本法第 2 条第 1 項各号に規定する中小企業者以外が建築主である場合
 - (3) 都市計画法第 29 条開発行為を行う者が建築主である場合
 - (4) 住環境整備条例第 3 条第 1 項各号に掲げる建築物を建築する場合
 - (5) その他区長が定める場合

【補足説明】

○第 19 条（1）公共的団体（例）

団体	主な例
国・地方公共団体、大使館・在外公館、国立大学法人	
独立行政法人 地方独立行政法人 公益法人	（例）国立病院機構、大学入試センター、都市再生機構、公立大学、公立学校・幼稚園、学校法人（私立学校）、健康保険組合、社会福祉法人、司法書士会、農協、生協、商工会議所、社福協議会、老人ホーム、赤十字社等。公益法人（一般財団法人、一般社団法人）

○第 19 条（2）中小企業者以外（例）

業種分類	中小企業基本法の定義
製造業その他	資本金の額または出資の総額が 3 億円以下の会社又は常時使用する従業員が 300 人以下の会社及び個人
サービス業	資本金の額または出資の総額が 5 千万円以下の会社又は常時使用する従業員が 100 人以下の会社及び個人
卸売業	資本金の額または出資の総額が 1 億円以下の会社又は常時使用する従業員が 100 人以下の会社及び個人
小売業	資本金の額または出資の総額が 5 千万円以下の会社又は常時使用する従業員が 50 人以下の会社及び個人

（裏面に続きます）

【補足説明】

○第 19 条 (3) 開発行為

都市計画法第 29 条の開発許可（500 m²以上の土地で区画形質の変更を伴う建築行為）

○第 19 条（4）住環境整備条例の対象

敷地面積、延べ床面積、高さ、階数、住戸数等が基準の規模以上の建築物

2 狭あい道路拡幅協議書（項目 9 区整備の適用除外（条例第 19 条））の記載について

申請者が法人・事業者等の場合は、条例第 19 条「公共的団体かどうか」、「業種分類、資本金の額、従業員数」、「開発行為や住環境整備条例対象かどうか」を確認してください。

条例第 19 条に該当する場合は「狭あい道路拡幅協議書」裏面 9「区整備の適用除外で自費（自主）整備となる場合」の「☐該当する」と、該当する項目①～④にチェックしてください。

該当しない場合は「☐該当しない」にチェックしてください。

確認用メモ

- ① 会社の業種分類 ()
- ② 資本金の額 () 円 ③従業員数 ()

2024. 11

目黒区都市整備部建築課耐震化促進・狭あい道路整備係

電話 03-5722-9729

メールアドレス kentiku06@city.meguro.tokyo.jp